

・東飯田→東・南山田→南
 ・野上→野・飯田→飯

一部異なる地域がありますので詳しくは別紙「令和8年度版九重町のごみの分け方」裏面をご覧ください。

1 月	燃えるごみ	燃えないごみ			資源ごみ			
		1分別 〔缶びん〕 ペットボトル	2分別 〔ガラス・陶磁器類〕	3分別 〔電化製品〕 金属アルミ類	蛍光管・電球・電池	発泡スチロール	新聞紙・チラシ	古紙類 〔紙ハック衣類〕 雑誌・雑がみ ダンボール
1	金							
2	土							
3	日							
4	月	飯・東						
5	火	野・南						
6	水		飯・東・南				野・南	
7	木	飯・東	野					
8	金	野・南						
9	土			東				
10	日							
11	月	飯・東						

12	火	野・南						
13	水		飯・東・南				飯・東	
14	木	飯・東	野					
15	金	野・南						
16	土			飯				
17	日							
18	月	飯・東						
19	火	野・南						
20	水		飯・東・南					野・南
21	木	飯・東	野					
22	金	野・南						
23	土			野				
24	日							
25	月	飯・東						
26	火	野・南						
27	水					飯・東・南		飯・東
28	木	飯・東				野		
29	金	野・南						
30	土			南				
31	日							

ごみ袋の出し方について
 ごみの散乱を防ぐため、ごみ袋からごみがでないように袋の口をしっかりと結んで出しましょう！

- ・別紙「令和8年度版九重町のごみの分け方」を参照してください
- ・気象状況（台風や大雪）でごみ収集ができない場合があります
- ・収集日の朝8時30分までに所定の場所に出してください
- ・町指定のごみ袋以外は収集しません
- ・正しく分別していないものは収集しません

様々な人権問題



- ・プライバシー権の保護
- ・働く人の人権問題
 パワーハラスメント
 カスタマーハラスメント等

正しい知識を持ち情報を適切に扱うことで自らの人権侵害を行わない配慮が必要です。

〈人権問題に関する相談窓口〉
 九重町隣保館…………… 0973-76-2468
 みんなの人権110番…………… 0570-003-110

インターネット人権相談受付窓口
<https://www.jinken.go.jp>



玖珠清掃センターの定期点検

焼却施設を円滑に運転するため、毎年2月に機械の定期点検整備を行っています。期間中はごみ焼却炉の運転を止めて焼却施設を点検し故障箇所の補修・部品交換等を行うため、生ごみやおむつ以外の燃えるごみの排出について抑制をお願いしています。


この先何年も正常に稼働できるようにしっかり点検を行いますので、ご不便をおかけしますが、みなさまのご協力をお願いします。

違法な無料回収に注意

廃家電をトラックや空き地で回収したり、チラシで不要品を回収しますといった業者のほとんどは、町の一般廃棄物処理業許可を受けていない違法な業者です。無料で回収するといいつながら、あとから処理料として高額な請求があったなどのトラブルもあります。

違法な不用品回収業者によって回収された廃家電の多くは、不法投棄されたり不適正に処理されたりしています。家電4品目の処理については、カレンダー最後のページをご覧ください。

※再生利用の目的となる一般廃棄物（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）のみの収集・運搬・処分には当該許可は必要ありません。なお、廃家電はくず鉄に該当しません。



ここのえ健康ダイヤル
 (電話による健康・医療相談サービス 0120-511-658)